

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和5年11月6日 午前 9時58分 開 議

出 席 委 員

委 員 長 久 松 公 生
副委員長 設 楽 健 夫
委 員 櫻 井 繁 行
委 員 小 倉 博
委 員 服 部 栄 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

な し

出 席 説 明 者

教育委員会教育長 井 坂 庄 衛
教 育 部 長 坂 本 重 男
生涯学習課長 齋 藤 明
学校教育課長 仲 澤 勤

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 宮 城 恭 子

議 事 日 程

令和5年11月6日（月曜日）午前 9時58分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 湖山の匠登録制度について
- (2) 下稲吉中学校屋内運動場新築工事設計変更について
- (3) かすみがうら市立学校プール管理マニュアルについて
- (4) 学校部活動の地域移行に向けた取組状況について
- (5) その他

3. 閉 会

開 議 午前 9時58分

○久松公生委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日、教育長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○教育長（井坂庄衛君）

皆さん、こんにちは。

本日は何かとお忙しい中、文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

前回の委員会でご説明させていただきました自転車シェアリング事業につきましては、無償貸し出し申し込み状況を踏まえ、導入車両台数を70台とし、現在、業務委託に関する公募型プロポーザルを実施し、3月の貸し出しに向け、準備を進めているところでございます。

また、昨年度に発生いたしましたスクールバスの乗り過ごし事案を受け、整備を進めてまいりましたスクールバス乗降管理システムが、11月から本格稼働いたしました。今後も、児童生徒の通学における保護者の負担軽減と安全確保に向け、努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日は、湖山の匠登録制度について、下稲吉中学校屋内運動場新築工事設計変更について、かすみがうら市立学校プール管理マニュアルについて、学校部活動の地域移行に向けた取組状況についての4件をご審議いただくことをお願いしております。

委員の皆様には今後の本市行政遂行へのご助言含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、宮城係長を指名いたします。

本日の日程は会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、（1）湖山の匠登録制度についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

それでは、湖山の匠登録制度につきましては、生涯学習課長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（齋藤明君）

それでは、私のほうからご説明させていただきます。

初めに、経緯について簡単にご説明させていただきまして、その後、資料に沿って概要を説明させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

生涯学習課の事務分掌の中には文化振興に関すること、という部門がございますけれども、これまで生涯学習課として行っている文化芸術部門に関する取り組みとしましては、市の文化協会への活動の補助金の交付及び作品の展示協力などとなっております。文化芸術に関しましては、やはり幼い頃から文化芸術に親しむ機会を持つことが、生涯にわたり文化芸術活動に取り組んだり、積極的に参加していくという市民を育てることにつながるのかなと考えています。このため、学校関連のアウトリーチとか、体験や鑑賞の芸術の普及活動の充実などによりまして、子どもの感性を育み、文化芸術の次世代を担う人材の育成に取り組むことが必要だと考えております。

生涯学習課としましては、文化芸術という分野について、これまで以上に事業を展開したいということで湖山の匠登録制度という事業を進めております。

資料1番の目的ですけれども、こちらは本市にゆかりのある人で、芸術などの分野において雑誌や新聞、また数多くの個展などで有名な人物、その存在を知られていない人たちがいるのではないかとということで、そのような人物を内外に広くその存在を発信して、その活動などを支援していきましょうという目的です。存在を発信することで、地元の方々や地域でも交流が生まれ、地域振興にも寄与できるのではないかとこのように考えております。

続きまして、2番の芸術の分野についてですけれども、芸術といいましてもかなり幅が広く分野が分かれておりまして、どれがその分野ということは、なかなか芸術というくくりからは難しいということで、文化芸術基本法という法律がございまして、そちらのほうの第8条から第11条までの分野と技術の分野も追加したものを芸術の範囲ということにさせていただきました。

3番の対象者につきましては、本市の在住、出身者ということにしております。

4番の登録方法につきましては、市の表彰規程と同じ方法で、庁内各部署からの推薦として、本人の承諾を得られた場合、というふうにさせていただきました。各部署から推薦された方につきましては、選考委員会に諮って選考を行います。内容としましては、登録の分野であったり、活動の成果の実績であったり、本市にゆかりのある人物かどうかなどを審査していただきまして、その結果を市長へ報告させていただきます、登録ということになります。

5番の登録者への活動支援につきましては、展示会などの場の提供だったり、市のホームページや広報誌での活動内容の情報発信、登録者を紹介するパンフレットなどの作成を行って、支援を行いたいと考えております。

6番の登録までのスケジュールにつきましては、文化芸術ということもあり、秋に登録を行いたいと考えておりましたので、庁内各部署への募集を9月に行いまして、その結果、秘書広報課と博物館から3名の方の推薦をいただきました。その後、10月11日に選考委員会を開催したところでございます。

現在、選考結果を市長へ報告する準備をしているところです。登録証につきましては、賞状的なものではなくて、クリスタルの盾をご用意しようかなと考えております。なお、登録が決定しましたら、文教厚生委員会委員の皆様には、改めてご報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

これは生存者ですか。

○生涯学習課長（齋藤明君）

今おっしゃるとおり、表彰規程なので、生存のほうを考えております。

○設楽健夫副委員長

これは選考していく上で、その選考基準というのは、例えば何らかの認証を受けた人、表彰を受けている人、何らかの形で登録されている人とか、その選考基準についてはどのようなになっておりますか。

○生涯学習課長（齋藤明君）

選考基準につきましては、今おっしゃられたように、〇〇受賞とか、〇〇個展とかという範囲だけではなくて、新聞や雑誌などでも紹介されているというようなことも選考の基準になりまして、あとは本市の出身者であるというのがまず1つと、あとは実績ですね。活動や成果というのが一番重要になってくると思いますので、そちらを選考していただくというような、審査という言葉ではなく、選考という言葉を使わせていただきました。審査となるとかなり難しい範囲になってきますので、あくまでも選考ということで、実績があるのか、市内の方なのかというのを確認するということになっています。

○櫻井繁行委員

関連でいいですか。非常にいいことだと思うんですけども、湖山の匠、もちろん登録制度なんでしょうけれども、何かもっと推薦者が多いのかなと思ったんですけども、設楽委員の関連で、選定理由は分かったんですけども、何か3名って非常に少なく感じるんですけども、何かもっと、例えば千代田地区にも有名な画家の方もいらっしゃる、陶芸家の方もいらっしゃる中で、何かすごく大々的に湖山の匠と言う割には、対象者が狭き門のように感じるんですけども、先ほどの選考理由とか、選考委員会の話にもなってしまうかもしれませんが、その辺のところは生涯学習課でどのようにお考えなのかお聞かせ願えますか。

○生涯学習課長（齋藤明君）

今おっしゃられたように、公募の候補というのが1つであるかと思えますけれども、庁内からの推薦というふうに今回させていただきました。市長表彰ということを考えますと、秘書課で行っている市の表彰規程に準じて行うように、まず、庁内からの推薦ということにさせていただきました。

推薦の方法としまして、一般の方ですね、いろんな方からの推薦というのも1つ考えられるかと思うんですけども、そういったことを受けると、どうしても推薦者の主観的な部分が出てしまう可能性もありますので、そこは公正公平を考慮すると、庁内の各部署で関わりのある人物を推薦していただいたほうがよろしいかなということで、各所管内には、文化芸術に関して実績のある方がいるかと思うんですけども、そこは各部署のほうから吸い上げて推薦していただくというような方法を今回取らせていただきました。

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。

もう1点、新しき取り組みだと思うんですけども、無作為に推薦をもらうというのなかなか難しいところも理解しました。そういった中で、これはまず今年度この3名の方を選考して、何名登録されるか分かりませんが、年度ごとに広げていくというか、継続というか、そういう今後のスケジュー

ールというか、今後の展望みたいなものは何かお考えはあるんですか。

○生涯学習課長（齋藤明君）

生涯学習課のほうとしては、やっぱり年間秋に1名ないし2名程度ぐらいつつ増やしていければなというふうには考えてはおります。

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。

かすみがうら祭も先日行われて、兼子さんなんて有名なアマチュア、セミプロみたいな歌手の方もいらっしゃるし、本当に非常にいいことだと思うので、ぜひこういったことを広く市民の方にも周知をしていただいて、1つかすみがうら市の魅力というか、かすみがうら市の宝というところにもつながると思いますので、取り組んでいただきたいのと、この支援内容については、ある程度、広報みたいなのがメインになるのかもしれませんが、その他支援が必要と認められる者みたいところで、ある程度要相談をしながら、予算もあることでしょうか、そういったことでうまく進めていくというような解釈でよろしいでしょうか。

○生涯学習課長（齋藤明君）

今、委員のおっしゃられたとおりで、その他で対応していきたいというふうに思っております。

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。しっかり取り組んでください。お願いします。

○久松公生委員長

そのほかにございますか。

○設楽健夫副委員長

先ほど話ありました表彰規程をちょっと簡単に説明してもらえますか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時13分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前10時15分]

○生涯学習課長（齋藤明君）

市の表彰規程のほうの施行規程のほうの第11条に表彰の手続という部分がありまして、ここに所管の長はということで、所管の長は、規則第3条、4条、9条に該当するもので、これを表彰するのが適当であると認められるものがあるときは、かすみがうら市表彰者上申書により市長に上申しなければならないというところの部分と同じように所管の長、各所属長のほうから推薦をお願いしますというようになっております。

○設楽健夫副委員長

これは所属の長の推薦、表彰者の規程も所属の長の推薦、これ、価値あるものにしていくためには、例えば湖山の宝でも、宝の中で例えばポテトかいつかだとか出羽屋だとか入ってませんよね。主要な品物を出しているところね。出来たての頃は湖山の宝の焼酎だとか、そういうもので相当売れたときもあったんですよ。この価値を高めていくためには、その表彰基準の中に、例えば何らかの形での公的な賞を得た人とか、例えば日本画であれば東京博物館で展示されたとか、そういう1つの価値ね。そういうものを前提にしてやっていかないと、発言力のある者が登録されていくということは絶対避けなければならないんだよね。そういう1つの価値のあるものにしていくためには、このかすみがうら市の中でもそれに値する人はたくさんいますから、そういう人たちの判断の基準は、所属の長が出す場合には、

それなりの理由があつて、地域の中で今まで頑張ってきたからとか、そういうものとの差というのは私は必要なとは思っているんですけども、湖山の宝の価値も上げるためにも意見はありますけれども、そういう意味で、今の規程だと所属の長の推薦、表彰規程も所属の長の推薦、同じ基準になってますから、その判断の基準をきちんと見て、価値あるものにしていくということで、市内の中にも、秀でた方はいますから、そういう人たちを挙げていくことの基準を決めていただきたい。所属の長の推薦であっても、その基準の中に内規に入れて、価値あるものにしていていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○生涯学習課長（齋藤明君）

委員がおっしゃられたように、所属の長の推薦なんですけれども、今言われたように、実績という部分で、推薦理由という部分を当然書いてもらわないといけないので、そこで例えばこの方はこういう賞を受けたことがあるとか、こういう雑誌にも出たことがあるとか、あと、例えば何とか展に入選をしたことがあるというのが当然推薦の理由として、そこまできちんと分かった上での推薦なので、所属長に推薦理由はきちんと書いてもらうような推薦書になっております。

○設楽健夫副委員長

今言ったことは内規が何かできちっと記しておいて、残しておいてもらいたいんですね。時が経つにつれて、それが引き継ぎ、引き継ぎという中で薄れていったりすると、その価値が下がっていきますから、いかがですか。

○生涯学習課長（齋藤明君）

おっしゃられるとおり、推薦理由をきちんと書いたもので推薦書という任意の様式ですけども、そういうのはきちんとつくってありますので、その様式にきちんと記入していただいて、推薦してもらいます。

○設楽健夫副委員長

質問に答えてない。

○久松公生委員長

内規に含めていただけますかということだった。

○生涯学習課長（齋藤明君）

すみません、内規は作成しております、そちらに範囲と登録について、きちんと記載しております。

○設楽健夫副委員長

記載している内容をちょっと言ってもらえますか。

○生涯学習課長（齋藤明君）

まず、範囲と登録ですけども、範囲については、芸術の分野において、次の各号のどれかに該当するものに対して、市長が湖山の匠の対象者の登録を行う。本市に在住する者で、その顕著な実績が認められる者、ここで活動や成果というものがあります。本市出身者で、顕著な実績が認められる者、本市に在住する者または出身者で、既に広く内外で活躍していると認められる者、前各号に掲げる者のほか、特に顕著な実績が著しいというようなことで書いてございます。

○設楽健夫副委員長

それは対象者の項目の中に書いてあることを今読み上げられただけで、内規として掲げているということが一切その内容は報告されてませんよ。

○久松公生委員長

暫時休憩します。

[午前10時23分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前10時23分]

○生涯学習課長（齋藤明君）

ただいまご説明したのは内規での範囲ということになります。

○設楽健夫副委員長

内規でも何でもないじゃないですか。制度についての③対象者の4項、これが内規ということはちょっとおかしいんじゃないですか。おかしいというか、内規で記載してあるということで、そこにないとすれば、それは検討するなら検討するという回答でないと、同じ項目の第3章、対象者の1、2、3、4を読み上げられても、こちらは納得できない。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時24分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前10時25分]

○設楽健夫副委員長

後ほど、どういう方法でも結構ですから、その内規については示してください。

○生涯学習課長（齋藤明君）

それでは、湖山の匠の登録要綱と選考委員会の設置規程がありますので、そちらのほうはガルーンで報告させていただきたいと思います。

○設楽健夫副委員長

大丈夫です。

○久松公生委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件は終結いたします。

次に、（2）下稲吉中学校屋内運動場新築工事設計変更についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

それでは、下稲吉中学校屋内運動場新築工事設計変更につきまして、学校教育課長のほうからご説明をさせていただきます。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、事件の2番、下稲吉中学校屋内運動場新築工事設計変更についてご説明をさせていただきます。

初めに、1、工事の進捗状況でございます。8月24日の文教厚生委員会でご説明をした以降、先月10月までに天井の仕上げ、壁や建具の塗装、足場の解体などを施工してございます。工事の進捗率につきましては、資料の4ページ、表の9月末でございます。このように請負金額ベースで72.1%の進捗となっております。

続いて、資料1ページの2でございます。今後のスケジュールにつきまして、現在の工事の契約工期が令和5年12月28日までとなっております。この後ご説明いたしますが、建築工事のうち、外構工事で屋内運動場西側の空地にテニスコートを整備する関係で、工期が令和6年2月19日まで延長したいと

考えてございます。

なお、屋内運動場につきましては、年内の竣工ということで考えてございます。

3番の本体工事の変更内容につきましては、建築工事が資料の2ページから3ページとなっており、変更の金額の大きなもの、主なものでございますが、説明をさせていただきます。

2ページでございます。屋内運動場の3、地業工事での屋内運動場の支持杭設置時の杭の打設機が安定しないため、軟弱地盤の改良工事でございますが、こちらを追加いたしましたもの、増額の金額が1270万7500円、天井裏の断熱材が不要となったことによる減額が404万2710円、附帯設備工事では、テニスコート設置に伴いますネットやコートのライン、防球フェンスなどによる増額が705万6045円、外構工事ではテニスコートの舗装費用などに1086万3754円が増加しております。また、解体工事では、設計にはなかった地下の埋設物が発見されたことによります運搬、処分費427万3320円、こちらが増額してございます。

この増減を合わせたものが3ページの下の方でございます。直接工事で3478万7749円となりまして、諸経費を合わせたものが4500万円でございます。こちらに請負率の0.92222を乗じまして、予定価格を4149万円としたものでございます。これに消費税を掛けたものが1ページの建築工事の変更見込み額4563万9000円でございます。この金額を基に、業者の見積りを徴収いたしまして、令和5年の第4回定例会に議案として、検査管財課でございますが、こちらから提出させていただくものでございます。

なお、建築工事に係る設計変更の中で、テニスコートを整備することとなった経過についてご説明いたします。

資料の5ページの写真をお開けください。

右下でございます。令和5年1月の写真でご説明いたしますと、当初設計では駐車場の予定地が屋内運動場西側、この写真で言いますと、左上のブルーシートがかかっている、こちらが駐車場の予定地となっていた部分でございます。手前の道路から入った屋内運動場南側ということで、この鉄板が敷いてある手前側の場所です。この部分が多目的運動場ということで、計画をしてございました。このことにつきまして、学校側の要望等を調整した結果、駐車場の使い勝手でございますが、大型バスが出入りするとか、そういったことを考慮した場合に、どうしても手前側のほうが便利になるというようなご意見がございました。このため、変更当初は西側の土地につきましては、イベント開催時等に対応するため、臨時の駐車場兼グラウンドということで整理するとしておりましたが、現在、下稲吉中学校というのはテニスコートが正規の面は2面しかございません。部員がかなり多い部活動でございます。そういった中で、学校から800メートルほど離れた場所でございますが、こちらに借地として3面を現在お借りしているということでございます。こちらにつきまして、市で現在進めております借地の解消、こういった方針にも合致し、防球フェンスなど新たな設備は必要とはなりますが、コートの整地費用はアスファルト舗装と大きく差がない。年間60万の借地料、こういったものを解消できるなどを考慮いたしまして、庁内で検討した結果、今回屋内運動場新築工事の中で実施したいと考えたものでございます。

そのほかの変更につきましては、電気設備工事ではキュービクル内の真空遮断器、こちらの基盤の更新費用と併せて屋内運動場の整備に伴いまして、新たに死角となるような場所に防犯カメラを設置するものが187万円、機械設備工事では、消防の検査時に消火設備のポンプの圧が足りないというご指摘を受けた関係で、その改修費用366万3000円、こちらを増額しております。

なお、空調設備の2453万円につきましては変更済みという内容となっているものでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件についてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

この一番上の下稲吉中学校運動場新築工事、建築工事の中で、地盤改良工事の増加、外構工事の増加という4500万円の数字がありますね。その下のほうは真空遮断器の更新とか、防犯カメラの増設とか、消火設備の追加とか、空調設備の追加という形でありますけれども、この一番目の地盤改良工事増加というのは、急遽今回の新築工事の中に含めるという説明がありましたけれども、これは新たな事業としてきちっと提案する必要があるんじゃないですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

新たな事業といいますか、今回の建屋を建てるに当たって、その支持杭を打設するという事で、打ち込んで、当然地盤の調査結果に基づいて、その長さの杭を打つわけなんですけど、その杭を打つ機械がそもそも現場が軟弱地盤で、少し安定しないということが現場からの申し出があり、その工事の業務の中で必要なものが発生したということでの追加でございます。新たな工種、事業はないということです。

○設楽健夫副委員長

失礼しました。テニスコートという話もありましたんで、そちらとちょっと勘違いして質問したんですけども、この一番上の地盤改良工事の増加というのは、もう既に終わっていることですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

こちらの工事に関しましては、建屋を建てる前、最初のときに始めたものでございますので、完了してございます。

○設楽健夫副委員長

それを何で今頃報告しているんですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

議会に承認を求める内容というのが500万円以上の新たな工種であったり、請負金額の20%の増減という内容の基準がございます。その範囲内でやれるものについては、その基準については事業を進めていくというルールがございますが、それに基づいて、今回いろんなものが精査できた段階で、最終的に増減を比較して議会承認に必要な金額になったということで今回説明をさせていただいています。

○設楽健夫副委員長

ここで言う地盤改良工事の増加というのは、これは建設当初段階での増加ですから、これは教育委員会は議会にきちっと報告しなくちゃいけないんじゃないんですか。こういうものが必要なものとして議論しなくちゃいけないんだから、なぜ今の時期にこういうものを出してきているんですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

その先ほど申し上げました工事を進めるに当たってのルールといいますか、そういった範囲の中で工種変更とか金額の二重払いとか、そういったものはないということで、今までというか、基準の中で説明はしてこなかったという内容でございます。

○設楽健夫副委員長

増加分のこの計算値が当初段階は、予定価格の中に含まれているという判断もしていたということですか。それが急にこの終了に近い段階になって、こういうふうに出してきている、その理由が分からない。

○学校教育課長（仲澤勤君）

事業を進めるに当たって、当然増減というものがございまして、その金額というのが途中では定まらないということもございます。そういった関係で最終的に取りまとめができた段階で報告ということで

議会承認、合計金額増減の中で整合をさせていただいているというものです。

○設楽健夫副委員長

それは教育委員会の側のミスですか。それとも施工側のミスですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

ミスという言葉がよく分からない部分はあるんですが、当初の設計の段階では見抜けなかったというか、分からなかったということで、当然ボーリング調査をやって、地盤の状況を確認するわけですが、表面土の部分に関しまして、その杭打ち機というのはどういった機械を使うのかというのは当然入札、落札した会社で機械をこういうのを使えますということでやったときに、それが変え得る一番の工法がなかったというということで、地盤改良したいという申出があり、現場の監督と相談して、必要であるという判断の下に進めたということです。

○設楽健夫副委員長

地盤改良工事のそれが判明したのはいつですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

判明したのが令和4年9月22日でございます。

○設楽健夫副委員長

全員協議会でも報告あるから。

あと、もう1つよろしいですか。先ほどの写真説明で、テニスコートの件が入ってましたよね。それは当初から計画されていたものではなくて、追加案件。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回テニスコートについては当初から見込まれていたコート整備ではございません。それを進めるに当たって、内部で検討した結果で追加するものです。

○設楽健夫副委員長

内部検討の時期と、追加案件として提出した期日を教えてもらえますか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時43分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前10時45分]

○学校教育課長（仲澤勤君）

テニスコートの検討の時期でございますが、8月23日の監督日誌の中で屋内運動場の西側ということで、空地についてテニスコートの整備の検討を求められているという内容があります。

○櫻井繁行委員

学校側から。

○学校教育課長（仲澤勤君）

はい。

○設楽健夫副委員長

この協議を8月23日に教育委員会から求めたのね。

○学校教育課長（仲澤勤君）

学校側と……

○設楽健夫副委員長

教育委員会はそれ受けてないの。

○学校教育課長（仲澤勤君）

監督会議はそのあたり教育委員会も行ってますので。

○設楽健夫副委員長

教育委員会も受けているんでしょう。地元は教育委員会なんだから。全体の管理監督は教育委員会でしょう。

○学校教育課長（仲澤勤君）

そうです。

○櫻井繁行委員

ちょっと暫時休憩でいい。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前 10 時 46 分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前 10 時 47 分]

○学校教育課長（仲澤勤君）

工程会議が23日にあったということで、それを受けまして、教育委員会内部で検討をし、先ほど申しましたが、もともと臨時用の駐車場として舗装をしておこうということで考えていたわけですが、その使用頻度とか学校側が現在部活動で、学校から800メートルぐらい離れた場所に移動しながら使っているという現状を鑑みまして、また借地解消という部分を総合的に判断した結果、テニスコート整備を進める方向で庁内協議したというものでございます。

○設楽健夫副委員長

決定したのはいつ。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、テニスコート整備決定ということで、指示書という形で10月16日にテニスコート3面を整備するという指示をさせていただきます。

○設楽健夫副委員長

待って、内容はテニスコート3面を整備するということを決定したと。

○学校教育課長（仲澤勤君）

指示をしました。

○設楽健夫副委員長

指示したってどういうこと。

○学校教育課長（仲澤勤君）

施工主のほうで整備しますということで、進めてくださいと指示をしたということです。

○設楽健夫副委員長

どこでも決まってないものを何で指示できるの。金額は。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前 10 時 49 分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前 10 時 50 分]

○学校教育課長（仲澤勤君）

テニスコート整備の増加金額でございますが、舗装と周りフェンス等を全部合わせまして2750万円と

いう金額でございます。

○設楽健夫副委員長

これの契約関係は。

○学校教育課長（仲澤勤君）

こちらにつきまして、増減等を加味しまして、仮契約が11月1日でございます。実際の本契約は議会承認となるものでございます。

○設楽健夫副委員長

本契約は議会な。11月1日に仮契約。工事の発注と工事で、今、道路側の敷地内を掘っているような様子を見るけれども、あそこの道路からすぐのところを大分掘っているよね。何で工事が入っているのかなと思って見ていたんだよ。あれは貯水槽。

○久松公生委員長

もう1回質問。

○設楽健夫副委員長

工事の本契約が議会になってますけれども、工事の予定はどういうふうになってますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

工事の状況では今現在、雨水の貯留槽の掘削工事を行っている状況です。

○設楽健夫副委員長

いや、今テニスコート整備の話。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時53分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前10時55分]

○設楽健夫副委員長

8月24日の文教厚生委員会で地盤の整備で4000万円という報告があったという内容はもう1回確認しておきますけれども、テニスコート整備の件は工程会議が8月23日に監督日誌を見るとあったと。教育委員会としては、当初、テニスコート整備というところまでは踏み込んでいなかったけれども、検討に入ったと。最終的にテニスコート整備として進めていくということについては、10月16日に決定されて、そして仮契約を11月1日に行ったと。本契約は議会承認後と。工事予定については、まだ議会で決定されてないので、未定ということよろしいですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

はい、委員のおっしゃられるとおり、今の経過でございます。

○設楽健夫副委員長

もう一つ、あそこの工事で今深く掘ってますよね。あれは先ほどの話だと、防火貯水槽の工事で掘っているということだ。これは当初の計画どおりですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

はい、当初計画どおりでございます。

○設楽健夫副委員長

そういう意味では貯水槽はどこ貯水槽ですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回整備いたします区域全体の雨量を調整するための貯水槽です。

○設楽健夫副委員長

体育館と武道館。

○学校教育課長（仲澤勤君）

はい、体育館と武道館を含め、そのほか駐車場等を整備、今回テニスコートも含めた、その全体的な区域、全体の雨量を調整するために。

〔「雨量」「貯水槽」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（仲澤勤君）

貯水槽。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時58分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前10時58分]

○学校教育課長（仲澤勤君）

現在掘削しておりますのは、今回の整備する区域全体の雨水の貯留槽ということで、瞬間的にたくさん雨が降った場合、一時的に留め置くための貯留槽となっております。

○設楽健夫副委員長

ここに何立米の貯留槽か。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時59分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前11時01分]

○学校教育課長（仲澤勤君）

手元に資料がございませんので、後で報告させていただきます。

○久松公生委員長

そのほかありますか。

○設楽健夫副委員長

いや、私も午後に教育委員会へ行こうと思っていたのは、1号幹線の近辺が、大雨が降るたびに浸水状態が激しいんだよ。平成29年の調査報告書の中にも載っているけれども、下稲吉中学校の砂が道路から1号幹線に流れ込んでいるという記載があるんだよ。当初土のうを積んだとか、いろいろあるけれども、あの地帯の道路冠水だとか、そういうものを防止していくには、1号幹線を整備しなくちゃいけない。あそこからあふれているから。台風のときには、冠水地帯から冠水地帯に水をくみ上げているようなことが起きているわけだから。

要望事項として、午後から教育委員会へ行こうと思ったけれども、やっぱり砂落としの排水溝をつくって、第1幹線のほうに上水だけ流れるような構造にしていかなないと、あの辺一带の人たちの常態化というのは解消されない。その話を道路課と上下水道課に話をしたら、それは教育委員会だと言われたから、今日行こうとしていた。そのときにこんな貯留槽工事、体育館、あそこ畑だったでしょう。地域の人話では、保水能力がないから、大雨が降ると白い水がだあっと流れてくるというわけで、そうすると、今度の体育館のところの雨排水をどうしていくのか心配だというのが、あの辺の住人の意見という心配事。これは下水道課じゃなくて学校教育課だと言うから、学校教育課の中に砂落としの排水口と、その上水が1号幹線のほうに流れていくようにしてやらないと、あの辺の住人はいつまでたっても、あ

の状態を甘んじなければいけない状態になってしまうという意見です。

○櫻井繁行委員

これはまず意見だね。今日は答えは出ないけれども、会議録に残したいということですね。

○設楽健夫副委員長

会議録に残すために、貯留槽の立米数を聞いたのもあるんだけど、全体を見ながらそういうものを計画していないと言っているだけで。

○櫻井繁行委員

ここは意見だからいいよ。

各部署との調整もあるから、これは設楽委員と、あと、都市建設部のほうとみんなで連携して話すことだから。

○設楽健夫副委員長

では、会議録に入れておいてください。

○櫻井繁行委員

だから、今の要望でしょう。

○設楽健夫副委員長

要望。ついでにもう一つ要望で、その貯留槽の放流先はどこになっているんですか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前 11 時 05 分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前 11 時 05 分]

○学校教育課長（仲澤勤君）

雨水関係の要望ということで、関係課と協議いたしまして進めたいと考えてございます。

また、貯留槽の施設でございますが、そこは排水ではなく、地下浸透式の構造になってございますので、その中で対応できるという考えの下で設計となっています。

○櫻井繁行委員

取りあえずしょうがないよね。当初設計だからね。おかしくなってしまうね。

○設楽健夫副委員長

すごい設計だな。まあいいや。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員

テニスコート3面について、先ほどから議題に上がってますけれども、確かに、現在800メートルも子どもたちの移動があったり、年間60万円の地代を払ったりということで、思い切って今回の整備事業の中で、テニスコートを学校の中につくってしまおうということだと思うんですけど、それは移動、子どもたちの安心・安全にもつながるので、テニス部だけ移動をするという多少のリスクはあると思うので、そういったところも鑑みても致し方ないのかなと思うんですが、ちなみに、地代60万円というのは、来年の、この令和5年度で終わりだから、原状復旧をして返すのかとか、今借りているテニスコート3面分について、どのようになっていくのかをお伺いしたいんですが。

○学校教育課長（仲澤勤君）

現在借用しているテニスコートでございますが、今回のコートが完了した後には返還ということで、年度内に返したいと考え、相手方とも協議を進めている内容でございます。

○櫻井繁行委員

もう1点、あくまでも原状復旧でお返しという形になると思うんですが、その辺はどういうふうに。

○学校教育課長（仲澤勤君）

当初の計画では原状復旧して返すということでの契約となってございました。ただ、現在、協議の中で跡地利用ということで、地主側が、不動産会社などを通じまして、テニスコートとして、またさらに貸せるのではないかと考えまして、その原状の復旧費用がかからずに返せるのかなということで、最終確定ではございませんが、そういった含みを持った協議を進めているところでございます。

○櫻井繁行委員

それは契約上でしょうから、しっかり粛々と進めていただきたいのと、もう1点、新しくテニスコートは2700幾らというお話、2750万円でしたっけ、ここには国の交付金とか助成金のようなものは何か入るのか、お伺いしていいですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回のテニスコート整備について、国の特段の補助とか交付金の対象となるものはございません。

〔「附帯工事にしちゃうからね。別途申請すれば」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。

○設楽健夫副委員長

委員長を代わります。

○久松公生委員長

今のテニスコートの関連ですが、新しいコート3面設置で、借地のテニスコートは返還するとお聞きしましたが、下稲吉中学校は既存の2つの体育館の脇に古いテニスコートがありますが、そこは使えるのか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか、お願いします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

現在2面あるテニスコートでございますが、現状のとおり、また継続で使用していくというものでございます。

○久松公生委員長

そうなってくると、こっちは新設というか、新しい3面のコートで、向こうは古いコート、少し条件等が違ってくるようになってくると思うんですが、その辺はどう対処するのか、古いほうに関しては検討するのでしょうか、お聞きします。

〔「使うんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫副委員長

どういうふうにするのかと。

○学校教育課長（仲澤勤君）

その新しいコートと古いコートの差ということでございますが、その辺については内部のやりくりの中で、古いほうと両方交互に使っていただくということになると思います。

また、今後、学校側から改修要望等が上がってきた段階においては、どういった改修ができるのか、そういったものを含めて検討してまいりたいと思っております。

○設楽健夫副委員長

よろしいですか。

○久松公生委員長

はい。

○設楽健夫副委員長

戻ります。

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問がないようですので、案件を終結いたします。

次に、(3) かすみがうら市立学校プール管理マニュアルについてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

こちらにつきまして、学校教育課長のほうからご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、事件の3、かすみがうら市立学校プール管理マニュアルについてご説明をいたします。

今回のマニュアルは、本年7月に霞ヶ浦南小学校のプールで、児童の足裏に赤い斑点のような傷を負わせてしまったということがございました。この原因が薬剤等の管理について、教育委員会事務局と学校現場、教職員との間で意思の疎通がされていなかったという部分がございました。そういったことから、管理体制を統一するという事で、マニュアルを作成させていただいたものでございます。

マニュアルでございますが、2ページが霞ヶ浦南小学校以外の学校のもの、3ページが霞ヶ浦南小学校の共用プールについてのものがございます。基本的な事項につきましては同一でございまして、3ページの霞ヶ浦南小学校マニュアルの下線を引いてある部分でございますが、こちらが共用プールということで、構成学校との合同の調整会議や水質情報のパソコン上での共有などの対応を追加して記載した内容となっております。

それでは、マニュアルについて説明をいたします。

主な内容は、プール管理者は学校長ということで、第2条の規定でございます。

プール運営の共通理解のために、各学校で運営調整会議、こちらを開催するというのが第3条。

プール清掃を行い、水張りの場合には、学校教育課立会いの下、安全点検を実施することを定めているものが第4条。

水質管理は、測定結果をプール日誌に記載して記録することが第5条。

ろ過機の運転開始や停止は学校担当者が立会いの下、学校教育課が行うというのが第6条。

薬剤の保管に関しましては、施錠されたろ過室のみとして、在庫の管理を適切に行いまして、また、今回の霞ヶ浦南小学校での事案、原因となった洗浄剤の使用につきましては、プール使用が終了し、ろ過機を停止後4か月後、藻の発生など水質の変化を確認してから使用するといったことを第7条で規定している内容となっております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

これは趣旨の第1条で、このマニュアルはかすみがうら市立小中学校に設置されているプールの維持管理について必要な事項を定めるとありますけれども、これは義務教育学校もこの中に含まれるということですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

現在、義務教育学校にはプールが設置されておりませんので、小中学校という記載内容となつてございます。

○設楽健夫副委員長

そうすると、霞ヶ浦地区の2小学校じゃないな、霞ヶ浦地区の中学校と、あと下稲吉中学校、あと下稲吉東小学校、あと下稲吉小学校もプールありますよね。その全体の管理がこうなるということですよ。

○学校教育課長（仲澤勤君）

はい、そのような内容でございます。

○設楽健夫副委員長

第2条の中のプール運営に伴う構成員は、次のとおりとする、とありますけれども、これは霞ヶ浦地区、これ以外の下稲吉中学校と下稲吉東小学校のプール管理についての構成員はどこかに書いてありましたか、1つ目のほうに。2ページです。

○学校教育課長（仲澤勤君）

2ページの霞ヶ浦南小学校以外のプールということで、こちら単独設置となつてございますので、その構成員というのはございません。学校内部での調整会議となるものでございます。

○設楽健夫副委員長

はい、分かりました。

○櫻井繁行委員

設楽委員との関連ですが、千代田義務教育学校は校内にプールがないので、必然的に第1常陸野公園のプールを活用していると思うんですけれども、そうはいつでも、準施設というか、正直言えば千代田義務教育学校にもプールがあつてしかるべきなんだけれども、財源の問題もあり、今はそういった形になっているわけですよ。その管理マニュアルは、学校教育課はどういうふうに考えているんですか。

○教育部長（坂本重男君）

その学校の基準については、かすみがうら市千代田B&G海洋センターのプールがスポーツ振興課所管になっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

前回の委員会で、そちらB&G海洋センターのプールとの連携というようなご意見をいただきまして、その後、こちらの学校に移管する管理マニュアルをスポーツ振興課のほうにも共有をいたしました。その後、現在まだ調査中ですが、他のB&G海洋センターのプールと、こちらの学校の管理マニュアルとを併せまして、今後同様の事故が発生しないような管理体制を目指して、現在調整をしている状況でございます。現状としてはそういったことでございます。

○櫻井繁行委員

部長から所管というか、管轄外だということもあると思うんですけれども、やはりそういったものもしっかり取り組んでいるというお話を聞いたので、ちょっと安心しました。子どもたちからすれば、同じ環境だと思うので、第1常陸野公園のB&G海洋センターのプールでも、こういった事件というか、案件が起こる可能性もなきにしもあらずですから、やはりしっかりと管理マニュアルは徹底して、

同じような水準というか基準でつくっていただきたいと思いますので、そこはスポーツ振興課としっかり音頭を部長のほうで取っていただいて、進めていただきたいのと、このマニュアルが策定できれば、ガルーンでも構いませんので、千代田義務教育学校についても、第1常陸野公園内のB&G海洋センターのプールについてもお示しをいただきたいと思いますし、これを全員協議会のほうでマニュアルを説明するのかどうか分からないですけれども、そういった説明の機会があれば、千代田義務教育学校についても、そういった補足をもらえれば安心すると思いますので、所管違いとはいえ、そういったところも含めて説明いただけるとありがたいので、お願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

ご意見ありがとうございます。

こちらの管理マニュアルについては、スポーツ振興課のほうで現在調整しておりますので、できましたら、ガルーンの掲示で対応させていただければと思います。

あと、全員協議会では、このプールのマニュアルについて、現時点では報告する予定はございませんので、そういった対応でお願いしたいと思います。

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○設楽健夫副委員長

義務教育学校のプール管理については、別途出てくるということで再確認ですけれども、よろしいですね。

○教育部長（坂本重男君）

はい、改めて本日もご意見いただきましたので、調整して提出させていただくようにしたいと思います。

○設楽健夫副委員長

了解。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ないようですので、本件を終結いたします。

それでは、次の（４）学校部活動の地域移行に向けた取組状況についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課長のほうからご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、事件の（４）学校部活動の地域移行に向けた取組状況について、ご説明をさせていただきます。

この地域移行につきましては、一人ひとりのニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動を整えるため、中学校の部活動を休日から段階的に地域に移行していくものでございます。国の目標といたしましては、令和５年度から令和７年度末までに地域移行を進めるとしているものでございます。本市では、中学校

や義務教育学校後期課程で現在行っています部活動を、令和8年度6月の総合体育大会終了後から、休日の地域移行ということで進めてまいりたいと考えているものでございます。

資料について、説明させていただきます。

初めに、1の市の基本的な考えは、茨城県に準じておりまして、（1）が地域の生徒を地域で育てることができる体制を、社会総がかりで整備し、支援するというものです。

（2）として、生徒が希望する活動を選択できる環境を保障するとともに、勝利至上主義等による活動過多を抑止するという目標でございます。

2の本市の進める方向性は、生徒と指導者双方が身体的・精神的・社会的に幸福で持続可能なものであることとしてございます。

3は、これまでの学校部活動と、これからの地域スポーツ・文化活動を比較している表となっております。

まず、その位置づけでございますが、今までの部活動は学校管理下の教育活動ではございますが、教育課程外の活動としたものでございます。これが地域スポーツ・文化活動となった場合には、学校管理外の教育活動ということで、学校が管理しないという内容となっております。

活動内容は、あくまでも生徒による主体的な活動ということで、希望者が行うという内容となっております。

指導者について、現在の部活動は、ほぼ教職員が担っているわけですが、一部部活動指導員として、本市では今年は2名採用し、協力をいただいております。また、地域移行後は、部活動指導員という者を配置いたしまして、併せて教職員の兼職兼業ということで、先生の業務以外の部分として、先生方にも携わっていただきたいと考えてございます。

活動の日数は、現在、学校部活動が平日4日、1日2時間、土日のどちらか1日で3時間となっております。地域移行後は、原則、土日のどちらかのうち1日3時間以内という内容となります。

活動場所は、部活動なので学校内の施設でございますが、今後は校内施設と併せまして公共施設などを活用しながら進めたいと考えてございます。

鍵の管理については、現在は学校側、今後の地域移行後は、管理団体の活動指導員が管理するというような内容となります。

また、手当・謝金につきましては、現在教職員が対応する場合については、1時間900円で、3時間以上活動した場合で上限が3,600円という内容でございます。現在、また市で採用している部活動指導員は1時間当たり1,278円で勤務していただいております。地域移行後は調整中ということで、その運営団体の中でこの辺は定めていく内容かと思えます。

生徒の保険につきましては、部活動は学校活動全般に加入しております日本スポーツ振興センター、こちらの内容で保険対応ということでございますが、学校外の活動となります地域移行後はスポーツ安全保険に別に加わっていただくということになります。

また、指導者の保険につきましては、学校活動は労災等、また、地域移行後は別にスポーツ安全保険ということで、別に加わっていただくような内容となります。

また、責任所在については、学校長が当然部活動の主管となるわけでございますが、今後は管理団体、設置者ということで、かすみがうら市教育委員会等が責任を負う形になるかと思えます。

また、4番につきましてでございますが、移行までの主なスケジュールを記載している内容でございます。本年令和5年10月に第1回の検討協議会を開催いたしました。市教育委員会、学校教育課、スポーツ振興課、生涯学習課3課の下、学校の先生方にも参加いただきまして、会議を開催いたしました。

また、アンケート調査ということで、第2回の調査に向けまして、年内にアンケート調査を保護者、教員等に実施をする予定でございます。

また、運営団体の設立については、今後は大変重要となり、大変難しい部分でもございますが、この在り方について検討を進めてまいります。

また、令和6年度に関しましては、同様の会議を年3回ほど開催いたしまして、併せて部活動のモデル事業ということで、クラブ化したような団体に先生方の兼職で派遣したり、地域の指導者を有償で揃えていくというような取組を幾つかのクラブで行えればと考えてございます。

また、令和7年度は検討会議を3回、併せてそのモデル事業ということで、そのクラブ数を増やして進めたいと考えてございます。令和8年度の総合体育大会終了後でございますが、こちらから休日の完全移行という内容で進めたいと考えてございます。

続いて、5番の地域移行後の体制のイメージというものでございますが、先ほども申し上げましたが、一番問題となる運営団体ということで、新たに真ん中の水色の部分でございます。ここは仮称でウェルビーかすみがうらということで記載してございますが、あくまでも仮称でございます。こちらにつきまして、全体を統括する組織を設立いたしまして、そこが文化団体やスポーツ団体、高校や大学、民間の事業者等が連携をいたしまして事業を進めていくということで、そこから地域スポーツ活動の中に指導員を派遣いたします。そこに霞ヶ浦中学校、下稲吉中学校、千代田義務教育学校の生徒が参加をするということで、実際には運営団体でこの活動者に対して報酬というものを払うという内容が発生してくるものでございます。

また、資料の3ページ、6番でございますが、今後の検討事項といたしましては、(1)喫緊の課題といたしまして、運営母体の設立がでございます。こちらを行政で市教育委員会が事務局を担った場合のメリットとしては、費用が少なく済む、市の方針が反映されやすいなどがございますが、デメリットといたしましては、事務局スタッフの負担が増える。また、有事の際の対応に懸念があるといったものが挙げられてございます。

また、業務委託ということで、この運営団体を民間のスポーツクラブ等に委託した場合でございますが、メリットといたしましては、専門的な知見の上で地域移行が進むということがございます。また、事務局スタッフの負担は、教育委員会の事務局でございますが、負担は減るという内容でございます。ただ、デメリットといたしまして、費用面で多額の負担が増えるということで、実際には受益者となる保護者がこの費用を負担することになりますので、そういった懸念がある。また、指導員の質というのが確実に担保されているのかというのがこちらで判断できませんので、そういった心配もございます。

また、(2)といたしまして、長期的な課題といたしましては、活動資金のマネジメントということで、①が受益者ということで、先ほど申し上げました保護者の負担が基本となりますので、この辺が増加していく。また、企業（スポンサー）への協力依頼ができるのかどうか。また、そのお金を捻出するためにクラウドファンディングやふるさと納税の活用などの検討が考えられます。

また、指導者のマネジメントといたしましては、地域の人材の活用ということで、この辺を集めることが非常に困難というか、心配、懸念がございます。また、現在、部活動を学校の先生方が担っていたわけですが、兼職兼業とした場合に、その先生方にやっていただけるのかといった、こんなこともあるかと思えます。また、活動の場所についてですが、公共施設ということで、先ほど、今まではほとんど学校でやっていたということですが、今度、公共施設を利用して進めるということで、この辺、ほかの団体等も当然活用しますので、その辺学校部活動ばかりには貸せませんので、その辺との兼ね合いというのが心配です。あと、部活動の地域移行の活動の場所でございますが、送迎バスの巡回

等が必要となってくることもあろうかと思います。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件についてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

10月6日でしたよね。茨城新聞にも地域移行についてという記事があつて、これは教職員の働き方改革もあるでしょうし、日本国全体で取り組む大変難しい課題だと思うんですけども、考え方として、やはり地域移行していく中で、その記事にもあつたんですけども、11月からは県の教育委員会を通さずに人材バンクを各自治体とそこに登録されてる方が直接連携を取れるようなマッチングシステムがあるという話があり、ちょっとこの今回の資料にはその人材バンクについて、全く記載がないけれども、かすみがうら市としては、どのような考えがあるのかお聞きしたいんですが。

○学校教育課長（仲澤勤君）

県が設置します人材バンクでございますが、まだ登録者はかなり少ないということと、登録者がある程度地域限定ということで、自分の活動できる範囲というものをかなり制限してございます。そうしますと、かすみがうら市で働いていただける方、そのまた競技や文化活動、そういうものも数が限られていると、かすみがうら市にフィットする方というのは非常に少ないということで、今後そういう方が増えていければ、本市としての活用の検討を進めたいと考えます。

○櫻井繁行委員

まだまだ、まだ11月に入ったばかりで、これからというところもあると思うんですが、やはり文化系であつたり体育会系というか、指導者というのはどこの自治体も取り合いになるじゃないですか。例えば野球部、サッカー部、バスケット部はどこにもあるという中で、やはりそういうところはアンテナを高くして、常に人材バンクについても、県内全域を見合わせる場所もあると思うので、しっかり取り組んでいっていただきたいと思います。

あと、続けて言いますけれども、地域移行していく中では、検討協議会の中で、令和8年度6月から完全移行というお話があつたけれども、やはりこれはこの検討協議会が非常に大事になってくると思うので、今、学校教育課とか、あとどこが入っていいですか。その内容はどういうふうになっていますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

検討協議会でございますが、10月25日に第1回目を開催しました。市の教育委員会で学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課の3課と、各学校の代表ということで、部活動の主任の先生等に参加いただき、開催をいたしました。検討協議会とは別に、先ほど申したように、重要となる運営団体、実際に実務を担うという、この団体の設立が一番大変なのかなと考えてございます。実際にその設立団体ができた折には、検討協議会は意見を述べるだけであつて、実際の運営に関しては、そちらのほうでいろいろな取りまとめをしてくと考えられますので、そこについてどういったスタイルがいいのか、そういったものも含め、その議論をしていきたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員

もちろん課長がおっしゃるように、運営団体がどういうふうに官民連携してやっていくかと、もちろん一番費用というか、報酬の面もあると思うので、課題になってくると思います。そうはいっても、恐らく、まずは検討協議会がイニシアチブを取ってやっていかないと、運営団体としても、設楽委員が言う規定とかルールの問題にもなってくると思うので、しっかり取り組んでもらいたい。第1回の検討協議会では、方向性とか、皆さんからどういった意見が出ているんですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

検討協議会開催日について、すみません、10月25日と言ったんですが、26日です。

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。25日。

○学校教育課長（仲澤勤君）

すみません、25日で大丈夫です。違う資料を見ていました。

○櫻井繁行委員

25日、第1回検討協議会。

○学校教育課長（仲澤勤君）

25日の検討協議会での内容でございますが、先ほどの資料の中で喫緊の課題、長期的な課題ということでお示しした内容でございますが、こういった内容が実際の検討協議会の中でも出た内容でございます。また、特に設立に当たっての運営団体の在り方というか、本当に運営ができるのかとか、今まで心配していた保護者も含めて部活動という在り方の概念がそもそも違う。勝利至上主義からの脱却というのが1つあったかと思うんですが、そういったもので、勝つためではなく、生涯スポーツだったり、生涯の文化活動の一端になるものの一部に中学生が加わるというような概念もございますので、そういったものがうまく地域に浸透するのか、今後、様々な学校側の立場や教育委員会での考え方などを含めて、検討を重ねていきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

今年の甲子園を見ても、少し野球の在り方も変わってきてたり、僕たちが部活動をやっているときからは、非常に変わってきているような部分もあるし、勝利至上主義から脱却をしていくというところも、これは県に準ずることだから大事なことだと思うんですけども、保護者に対しては、大変な負担増になってくると思うんですね。受益者の負担が原理原則だというお話があったので、そのほかに任意の保険料の負担というの、絡んでくるわけですね。やはり、何かそういうところも含めて、令和8年って、ここから2年間あつという間ですから、どういうふうな方向性というのはある程度検討委員会が主体となってレールを敷いていかないと、運営団体も決めづらいところもあると思うし、各自治体がよいドンで始まっているので、連携しながらやっていってほしいと思うので、今日どこまでということではないので、やはり保護者に誤解のないような進め方、今、給食費も値上がりしているし、いろんな面での負担が保護者も増えていると思うので、さらに学校教育というか、子どもの健全育成において、そこが負担なのかと思います。この辺はいろんな価値観があったり、難しい問題になってくると思うので、やはりそこは肅々と子どもたちの健全育成というか、心と体の育成のために、しっかり進めていただければいいと思うので、これからも見守っていききたいと思いますから、何かあれば文教厚生委員会へ報告いただいて、随時、連携が取れればと思いますので、お願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

櫻井委員から、非常に貴重なご意見、ありがとうございます。

本課といたしましても、この地域移行は非常に大変な問題で、何十年にもわたるこの学校教育の中でも大きな改革だと思います。保護者の理解、先ほど負担増ということがありましたけれども、そういったものを丁寧に説明しながら進めていければと考えてございます。

また、県の保健体育課が、部活動の地域移行について進めてございますので、そこでお話を伺った中では、あまり運営団体ありきではなくて、やはり見える化、実証実験ということで、来年本市でも、実際にクラブをつくってみて、こういうクラブもあります、実際に通わせてみて、その形を見せていき

い、それを1つ考えてございます。そういったものの取組を来年度から進めてまいりますので、そういった中で少しでも理解が広がっていけばよろしいのかと考えてございます。今後とも委員の皆様には、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

1ページの3の部活動と地域スポーツ・文化活動の比較というのがありますよね。これは文部科学省とか、県の教育委員会とか、そういうところからの指導文書、あるいはもう既に何らかの機関で決まっている内容ですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回のこの資料でございますが、先ほど申し上げました第1回の検討会議で使用した内容を今回使用しているものでございます。県・国の方向性を考えまして、市で作成した内容でございます。

○設楽健夫副委員長

資料として県のこの地域スポーツ・文化活動、地域活動化ということで、国・県、あともう一つは、土浦市とか、あるいは行方市とか、近隣地域がどういうふうにこの計画を進めているのかという資料を大変でも出してもらえますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

近隣市の取組状況ということで、調べましてご報告できるものがございましたら、ご報告させていただきたいと思います。

○設楽健夫副委員長

これは国の教育委員会、文部科学省の基本的な計画があるというふうに思うんですが、それも含めてお願いしたい。先ほど近隣地域がどのような形で進めていくのかという資料については、最近の中学校の、例えば夏祭りとか、そういうところに参加する部活動の団体の対応が各地域によって違うんですね。そういうことも含めて、繰り返しますけれども、文部科学省、県、あと近隣地域ね、特に土浦市あるいは行方市、あと石岡市とか、近隣市がどのような形で検討し、進めようとしているのかということ資料として提出をお願いしたい。

○学校教育課長（仲澤勤君）

近隣市の状況及び県・国の状況につきまして、資料を取りまとめて報告させていただきます。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

暫時休憩します。 [午前11時47分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前11時51分]

○櫻井繁行委員

地域移行がこれから始まるということで、各委員、僕もちろんそうですけれども、なかなか1週間の子どもの動きとか、どういった方向性なのかというのは、非常にイメージしづらいので、ぜひ検討協議会で重ねた資料など、僕たちのほうも勉強させていただきたいと思いますので、提出できるものを提出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

委員がおっしゃるとおり、活動が見えにくいということがございましたので、この前の検討協議会の中でそういった意見があり、資料もございますので、提出できる資料について、取りまとめて報告をさせていただきます。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

以上で本日の委員会の協議事項は終了いたしました。

その他ということで、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○久松公生委員長

質問があるんです。

○設楽健夫副委員長

委員長代わります。

○久松公生委員長

今日4つの説明があった中で、関連しているのもあるんですが、今後の教育委員会としての進み方として再確認したいのですが、今回、屋内運動場で体育館と武道館が建築されて、新築で、あと、体育館に関しては国の予算、補助金があって、空調設備を整備したということで、その流れで義務教育学校、霞ヶ浦中学校も整備するということまでお示ししてもらったと思うんですが、それと付随して、武道館は、多分各学校にはあると思うんですね。それと、部活動といったことも関連すると、あと武道館は各学校は避難所にもなっているし、一番使い勝手がいいと思うのですが、その武道館等も含めて、まずは学校の体育館の空調整備について、順番的にはあるんでしょうが、今後、どういうふう方向で考えているのか、分かれば教えていただきたいと思うんですが。

○学校教育課長（仲澤勤君）

学校の空調についてでございますが、屋内運動場ということで、本年度新築の下稲吉中学校の体育館には設置をしたというような状況です。今後、千代田義務教育学校、霞ヶ浦中学校については順次整備を進めていくという方針は変わりございません。また、小学校につきましては、その整備状況並びに利用状況なんかを鑑みまして、再度設置等について検討していくという内容でございます。また、武道場に関しましても、やはり同じ利用状況等を考慮いたしまして、検討していきたいと考えてございます。

○設楽健夫副委員長

よろしいですか。

○久松公生委員長

もちろん財源等もありますから、補助金等もあれば活用をしてもらうのが一番でしょうが、やはりこういうふうにできると、恐らくそういった声も全国的にあり得ると思うので、その辺は検討していただけるということで、分かりました。

それともう一つ、詳しい日程について、うろ覚えですが、この下稲吉中学校区の給食室の整備ということで、多分お示しがあって、下稲吉小学校に給食室をつくって、順次、下稲吉中学校、下稲吉東小学校等、代替しながらやっていくという話でしたが、今現在はどんな状況でしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○学校教育課長（仲澤勤君）

現在、3つの学校の整備ということで進めています。まず、下稲吉小学校の詳細設計を今年度実施してございます。来年度以降について、その下稲吉小学校をまず整備し、そこが完成しましたら、下稲吉

小学校で今の施設と新しい施設を2つ稼働させまして、片方から下稲吉中学校、またはその後、下稲吉東小学校ということで順次そこから給食を配送して、整備をしていくという計画です。

○設楽健夫副委員長

暫時休憩します。 [午前11時56分]

○設楽健夫副委員長

会議を再開いたします。 [午前11時57分]

○久松公生委員長

それでは、ちょっと長々といろいろ年数等もありますので、今、私が質問させていただいた給食室の順次の在り方というか、進み具合と、あと空調も順次というような報告書みたいな、検討しようとしている一覧表的な資料などを頂ければと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、学校の空調の整備の進め方と給食室の進め方について資料で提出をさせていただきます。

○久松公生委員長

よろしくお願いします。

じゃ、委員長代わります。

それでは、ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なきようですので、ここで執行部の皆様方には退席をお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

委員長、先ほど報告すると言った貯留槽の面積とか、これはどうしますか。

○久松公生委員長

それも。

○学校教育課長（仲澤勤君）

後で。

○久松公生委員長

出ているの、もう。

○学校教育課長（仲澤勤君）

見つかったようなので、一応記録だけしておいていただいて。立方で1,289.95です。

[「これは浸透式と言ったよね」と呼ぶ者あり]

○学校教育課長（仲澤勤君）

浸透式です。

[「これは当初から変更なし」と呼ぶ者あり]

○学校教育課長（仲澤勤君）

変更なしです。

[「はい、分かりました」と呼ぶ者あり]

[執行部退席]

○久松公生委員長

ここでお諮りいたします。

委員会委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

長時間、2時間を超えて開催いただきましたが、大変ありがとうございました。

以上で文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時00分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生